

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

令和8年 1月 1日現在

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態又は要支援状態にある方に対して、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	あおぞらの里 花見川訪問看護ステーション		
指定番号	訪問看護・介護予防訪問看護 1260192039		
所在地	千葉県千葉市花見川区畑町455-5ハイネス高橋202		
管理者の氏名	岩本 慈	職種	看護師
電話番号	043-215-7308		
FAX番号	043-215-7309		
サービスを提供する地域	千葉市（花見川区・稲毛区・中央区・美浜区・若葉区）、八千代市、習志野市、佐倉市、四街道市		
営業日	月曜日～金曜日		
休業日	土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）		
営業時間	午前8時30分～午後5時		
訪問看護サービス対応日	年中すべて対応 土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）については、利用者、家族、介護支援専門員との相談により医療管理が必要な場合は適宜訪問看護又は介護予防訪問看護を実施		
訪問看護サービス対応時間	午前8時30分～午後5時		
連絡体制	電話などにより24時間常時連絡が可能な体制		

(2) 事業所の職員体制

	職種	職員体制	
管理者	看護師	1名	常勤兼務
従事者	看護師	2.5名以上	
	准看護師	1名以上	
	理学療法士	実情に応じた適当数配置	
	作業療法士		
	言語聴覚士		
事務	1名		

(3) 職務内容

管理者（看護師）

従業者および、業務の管理を一元的に行います。

看護師

利用者様の状況に応じ、介護保険または、医療保険の双方で対応いたします。

健康状態の観察や、日常生活の相談、医療機器の管理に主治医と連携をとりながら24時間体制で対応し、在宅療養を支援します。

訪問看護指示書及び居宅サービス計画書に基づき、訪問看護計画書の作成を行い、サービスを実施いたします。また、主治医等との連携を図り適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医等へ提出いたします。

[准看護師の業務範囲]

自己判断での看護業務、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成は行えません。

訪問看護計画書に基づき、サービスを実施いたします。

緊急時の訪問を行い、在宅療養を支援します。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

利用者様の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行います。

訪問看護ステーションからの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけとなります。

なお、訪問業務を開始するにあたっては、以下の内容を含みます。

- ① 利用者様の状況や実施した訪問看護サービスの情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携し作成すること。
- ② 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うこと。

[対象者の範囲]

理学療法士等が行う訪問看護は「通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難な場合」となります。

3. サービス内容

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ① 病状・障害の観察 | ⑥ ターミナルケア（*指定訪問看護のみ） |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 認知症患者の看護 |
| ③ 療養上の世話 | ⑧ 利用者様や御家族に対する、療養生活や看護方法の指導 |
| ④ 褥瘡の予防・処置 | ⑨ カテーテル等の管理 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑩ その他、医師の指示による医療処置 |

4. 1日の利用料金

別紙1参照

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 訪問看護師等に対する贈り物や飲食物は、お受けできません。
- ② 利用者様の都合により訪問看護師等の派遣を中止したい場合は、前日の営業時間内に事業所にご連絡ください。
- ③ 非常災害時により、訪問看護師等の派遣が困難となる場合もございますので、ご了承ください。
- ④ サービス提供記録等の複写物を希望される場合は費用（1ページ20円）を請求いたします。

6. 非常災害対策

当事業所では、非常災害その他緊迫の事態に備えて、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ対策をたてて、年2回職員の消防訓練を行います。

7. 緊急時の対応

24時間管理体制により、緊急時の電話対応は可能です。看護師または当事業所の担当職員による電話対応を行い、必要に応じ看護職員による緊急訪問を行います。利用者様の病状に急変が生じた場合は看護職員が訪問し、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとるなどの措置をとります。

8. 事故発生時の対応

訪問看護又は介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村・御家族・居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 虐待防止のための対応

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及びその結果の看護師等に対する周知徹底
- ② 事業所における虐待の防止のための指針の整備
- ③ 看護師等に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- ⑤ 虐待の防止に係る責任者を選定します。虐待防止検討委員会の責任者：管理者 岩本 慈

10. 秘密保持・個人情報保護について

業務上知り得た利用者様及び、御家族に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び、契約終了後も第三者に漏らしません。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

但し、事業所がサービス担当者会議等において、個人情報を用いることの同意をお願いします。

利用者様及び御家族に関する個人情報については、個人情報保護に関する内部規則（個人情報保護規定）を定め、これを遵守します。

11. 利用者様の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

12. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。サービス提供中に高齢者の虐待が疑われる場合は、市町村に通報する等必要な措置を講じます。

13. 第三者評価の実施状況

実施の有無	なし	実施日（直近）	—
評価機関の名称	—	評価結果の開示	—

14. その他運営についての重要事項

訪問看護師等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとします。

- ① 採用時研修（採用後1ヵ月以内）
- ② 継続研修（毎月）

15. 相談窓口・苦情対応

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

株式会社 シダー あおぞらの里 花見川訪問看護ステーション	所在地 : 千葉県千葉市花見川区畑町455-5ハイネス高橋202 電話番号 : 043-215-7308 FAX 番号 : 043-215-7309 対応時間 : 平日 午前8時30分～午後5時 窓口担当者 : 岩本 慈 (看護師)
-------------------------------------	---

株式会社 シダー 本社 総務部	所在地 : 福岡県北九州市小倉北区足立二丁目1番1号 電話番号 : 093-932-7005 FAX 番号 : 093-932-7015 対応時間 : 平日 午前8時30分～午後5時
--------------------	---

* 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。(別紙2参照)

16. 損害賠償責任保険

保 険 会 社	三井住友海上火災保険株式会社
保 険 内 容	訪問看護事業者賠償責任保険

※ 但し、損害賠償保険の支払いは、事業者に故意または過失が存在するに限られます。

また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、賠償金額が減額されることとなります。

指定訪問看護サービス又は指定介護予防訪問看護サービスの開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

《事業者》

所在地 千葉県千葉市花見川区畑町455-5ハイネス高橋202

事業所名 あおぞらの里 花見川訪問看護ステーション
(指定番号 1260192039)

管理者名 岩本 慈

説明者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問看護サービス又は指定介護予防訪問看護サービスについて重要事項の説明を受け同意し、本書類を受領しました。

《利用者様》

住 所

氏 名

《利用者様代理人 (選任した場合)》

住 所

氏 名 (続柄)

あおぞらの里 花見川訪問看護ステーション ご利用料金

★介護報酬告示額

令和8年1月1日現在

看護師	算定時間	20分未満						30分未満						30分～1時間未満						1時間～1時間30分未満					
	サービス内容	訪問看護			介護予防訪問看護			訪問看護			介護予防訪問看護			訪問看護			介護予防訪問看護			訪問看護			介護予防訪問看護		
	単位	314単位			303単位			471単位			451単位			823単位			794単位			1,128単位			1,090単位		
	負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割
	料金	347円/回	694円/回	1,041円/回	335円/回	670円/回	1,005円/回	521円/回	1,041円/回	1,562円/回	499円/回	997円/回	1,495円/回	910円/回	1,819円/回	2,729円/回	878円/回	1,755円/回	2,632円/回	1,247円/回	2,493円/回	3,740円/回	1,205円/回	2,409円/回	3,614円/回

※准看護師が訪問する場合：准看護師が訪問する単位数(所定単位数の100分の90)を算定します。

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	算定時間	20分						20分を2回算定した場合						20分を3回算定した場合						《理学療法士等が行う介護予防訪問看護》 ①看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合、1回につき8単位を減算します。 ②理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行い①に該当する場合は、1回につき更に15単位を減算します。また、①に該当しない場合については、1回につき5単位を減算します。 《理学療法士等が行う訪問看護》 看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合は、1回につき8単位を減算します。
	サービス内容	訪問看護			介護予防訪問看護			訪問看護			介護予防訪問看護			訪問看護			介護予防訪問看護			
	単位	294単位			284単位			588単位			568単位			795単位			426単位			
	負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	1割	2割	3割	
	料金	325円/回	650円/回	975円/回	314円/回	628円/回	942円/回	650円/回	1,300円/回	1,950円/回	628円/回	1,256円/回	1,883円/回	879円/回	1,757円/回	2,636円/回	471円/回	942円/回	1,413円/回	

加算等	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) *理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は1回20分ごとに加算	単位	1割	2割	3割	
		6単位	7円/回	14円/回	20円/回	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) *理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は1回20分ごとに加算	3単位	4円/回	7円/回	10円/回	
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600単位	663円/月	1,326円/月	1,989円/月	
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位	635円/月	1,269円/月	1,903円/月	
	特別管理加算(Ⅰ)	500単位	553円/月	1,105円/月	1,658円/月	
	特別管理加算(Ⅱ)	250単位	277円/月	553円/月	829円/月	
	複数名訪問加算(Ⅰ)	所要時間が30分未満	254単位	281円/回	562円/回	842円/回
		所要時間が30分以上	402単位	445円/回	889円/回	1,333円/回
	複数名訪問加算(Ⅱ)	所要時間が30分未満	201単位	223円/回	445円/回	667円/回
		所要時間が30分以上	317単位	351円/回	701円/回	1,051円/回
	長時間訪問看護加算	300単位	332円/回	663円/回	995円/回	
	ターミナルケア加算 *指定訪問看護サービスのみのみ	2500単位	2,763円/死亡月	5,525円/死亡月	8,288円/死亡月	
	退院時共同指導加算	600単位	663円/回	1,326円/回	1,989円/回	
	初回加算(Ⅰ)	350単位	387円/月	774円/月	1,161円/月	
	初回加算(Ⅱ)	300単位	332円/月	663円/月	995円/月	
	看護・介護職員連携強化加算	250単位	277円/月	553円/月	829円/月	
	口腔連携強化加算	50単位	56円/月	111円/月	166円/月	
	専門管理加算	250単位	277円/月	553円/月	829円/月	
	定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合	2961単位	3,272円/月	6,544円/月	9,816円/月	
	遠隔死亡診断補助加算	150単位	166円/回	332円/回	498円/回	

*訪問時間により基本料金に対して、加算(夜間・早朝・深夜)があります。

夜間(午後6時～午後10時)・早朝(午前6時～午前8時)	25%加算
深夜(午後10時～午前6時)	50%加算

*料金は、1単位の単価を 11.05円 として計算した額(小数点以下切捨て)です。

*事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者を訪問する場合、集合住宅減算が適用されます。

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②の場合に該当する場合は、除く)に対して、サービスを提供した場合 10%減算/日
- ② ①に居住する者に対して、1月あたり950人以上にサービスを提供した場合 15%減算/日
- ③ ①以外の範囲に所在する同一建物に居住する者に対して、1月あたり20人以上にサービスを提供した場合 10%減算/日

★その他料金

①介護保険以外での訪問看護
急性増悪等により、主治医から、一時的に頻回な訪問看護が必要と認められ、特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、交付の日から14日を限度として医療保険による訪問看護を利用できます。
*料金は健康保険法及び高齢者医療確保法による訪問看護療養費の算定によります。

②業務時間外及び営業日以外の訪問看護 基本利用料と同じ

③交通費 徴収なし

④死後の処置料(*保険請求要件に該当しないケースについて) 20,000円(税込)

⑤複写物交付手数料 1ページにつき 20円(税込)

⑥日常生活に必要な物品は実費負担とする。

⑦自費での訪問看護
*通常時間帯(8時30分～17時) 30分毎 5,000円(税込)
*早朝夜間帯(17時～翌朝8時30分) 30分毎 6,250円(税込)

※当事業所が算定する加算は太枠内となります。

※サービスに関する相談や苦情については、公的機関においても苦情申し出ができます。

千葉県庁 健康福祉部医療整備課看護師 確保推進室	所在地：千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1 千葉県健康福祉部医療整備課内（県庁本庁舎 13 階） 電話番号： 043-223-3885 対応時間：月曜日から金曜日（祝日、閉庁日を除く） 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分
--------------------------------	---

指定訪問看護 重要事項説明書（医療保険）

令和 8年 1月 1日現在

1. 事業の目的と運営方針

介護が必要な高齢者及び療養者に対する生活の質の確保を図る事を重視し、介護が必要な高齢者及び療養者の日常生活動作能力の維持・回復を図るとともに、家族や周囲からの支援によって住み慣れた地域社会や家族で療養ができるよう、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉・介護サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	あおぞらの里 花見川訪問看護ステーション		
ステーションコード	0192039		
所在地	千葉県千葉市花見川区畑町455-5ハイネス高橋202		
管理者の氏名	岩本 慈	職種	看護師
電話番号	043-215-7308		
FAX番号	043-215-7309		
サービスを提供する地域	千葉市（花見川区・稲毛区・中央区・美浜区・若葉区）、八千代市、習志野市、佐倉市、四街道市		
営業日	月曜日～金曜日		
休業日	土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）		
営業時間	午前8時30分～午後5時		
訪問看護サービス対応日	年中すべて対応 土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）については、利用者、家族、介護支援専門員との相談により医療管理が必要な場合は適宜訪問看護を実施		
訪問看護サービス対応時間	午前8時30分～午後5時		
連絡体制	電話などにより24時間常時連絡が可能な体制		

(2) 事業所の職員体制

	職種	職員体制	
管理者	看護師	1名	常勤兼務
従事者	看護師	2.5名以上	
	准看護師	1名以上	
	理学療法士	実情に応じた適当数配置	
	作業療法士		
	言語聴覚士		
事務	1名		

(3) 職務内容

管理者（看護師） 従業者および、業務の管理を一元的に行います。

看護師

利用者様の状況に応じ、介護保険または、医療保険の双方で対応いたします。

健康状態の観察や、日常生活の相談、医療機器の管理に主治医と連携をとりながら24時間体制で対応し、在宅療養を支援します。

訪問看護指示書、居宅サービス計画書に基づき、訪問看護計画書の作成を行い、サービスを実施いたします。また、主治医等との連携を図り適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医等へ提出いたします。

[准看護師の業務範囲]

自己判断での看護業務、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成は行えません。

訪問看護計画書に基づき、サービスを実施いたします。

緊急時の訪問を行い、在宅療養を支援します。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

利用者様の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するための理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行います。

訪問看護ステーションからの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけとなります。

なお、訪問業務を開始するにあたっては、以下の内容を含みます。

- ① 利用者様の状況や実施した訪問看護サービスの情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員（准看護師を除く）と理学療法士等が連携し作成すること。
- ② 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うこと。

3. サービス内容

指定訪問看護

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ① 病状・障害の観察 | ⑥ ターミナルケア |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑦ 認知症患者の看護 |
| ③ 療養上の世話 | ⑧ 利用者様や御家族に対する、療養生活や看護方法の指導 |
| ④ 褥瘡の予防・処置 | ⑨ カテーテル等の管理 |
| ⑤ リハビリテーション | ⑩ その他、医師の指示による医療処置 |

4. 1日の利用料金

別紙1参照

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 訪問看護師等に対する贈り物や飲食物は、お受けできません。
- ② 利用者様の都合により訪問看護師等の派遣を中止したい場合は、前日の営業時間内に事業所にご連絡ください。
- ③ 非常災害時により、訪問看護師等の派遣が困難となる場合もございますので、ご了承ください。
- ④ サービス提供記録等の複写物を希望される場合は費用（1ページ20円）を請求いたします。

6. 非常災害対策

当事業所では、非常災害その他緊迫の事態に備えて、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ対策をたてて、年2回職員の消防訓練を行います。

7. 緊急時の対応

24時間管理体制により、緊急時の電話対応は可能です。看護師または当事業所の担当職員による電話対応を行い、必要に応じ看護職員による緊急訪問を行います。利用者様の病状に急変が生じた場合は看護職員が訪問し、必要に応じて速やかに主治医に連絡をとるなどの措置をとります。

8. 事故発生時の対応

指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、地方厚生（支）局長、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合、利用者の家族等に対して連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 虐待防止のための対応

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ⑥ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及びその結果の看護師等に対する周知徹底
- ⑦ 事業所における虐待の防止のための指針の整備
- ⑧ 看護師等に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ⑨ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。
- ⑩ 虐待の防止に係る責任者を選定します。虐待防止検討委員会の責任者：管理者 岩本 慈

10. 秘密保持・個人情報保護について

業務上知り得た利用者様及び、御家族に関する秘密は、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び、契約終了後も第三者に漏らしません。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

但し、事業所がサービス担当者会議等において、個人情報を用いることの同意をお願いします。

利用者様及び御家族に関する個人情報については、個人情報保護に関する内部規則（個人情報保護規定）を定め、これを遵守します。

11. 利用者様の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のための業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

12. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

13. その他運営についての重要事項

訪問看護師等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとします。

- ① 採用時研修（採用後1ヵ月以内）
- ② 継続研修（毎月）

14. 相談窓口・苦情対応

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

株式会社 シダー あおぞらの里 花見川訪問看護ステーション	所在地 : 千葉県千葉市花見川区畑町455-5ハイネス高橋202 電話番号 : 043-215-7308 FAX 番号 : 043-215-7309 対応時間 : 平日 午前8時30分～午後5時 窓口担当者 : 岩本 慈 (看護師)
株式会社 シダー 本社 総務部	所在地 : 福岡県北九州市小倉北区足立二丁目1番1号 電話番号 : 093-932-7005 FAX 番号 : 093-932-7015 対応時間 : 平日 午前8時30分～午後5時

15. 損害賠償責任保険

保 険 会 社	三井住友海上火災保険株式会社
保 険 内 容	訪問看護事業者賠償責任保険

※ 但し、損害賠償保険の支払いは、事業者に故意または過失が存在する場合には限られます。
また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、賠償金額が減額されることになります。

指定訪問看護サービス（医療保険）の開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

《事業者》

所 在 地 千葉県市千葉市花見川区畑町455-5ハイネス高橋202

事 業 所 名 あおぞらの里 花見川訪問看護ステーション
(ステーションコード 0192039)

管 理 者 名 岩本 慈

説 明 者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問看護サービスについて重要事項の説明を受け同意し、本書類を受領しました。

《利用者様》

住 所

氏 名

《利用者様代理人（選任した場合）》

住 所

氏 名 (続柄)

医療保険における訪問看護の料金表（別紙1）

（令和6年6月改定）

(1) 訪問看護の利用料

- ・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合となります。
- ・法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。
- ・医療証をお持ちの方は、各自治体により自己負担額は変わります。

単位：円

※基本療養費（Ⅰ）＋管理療養費			料金	1割負担	2割負担	3割負担	
1日目	5,550＋7,670	保健師・助産師又は看護師 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	13,220	1,320	2,640	3,970	
	5,050＋7,670	准看護師の場合	12,720	1,270	2,540	3,820	
2日目以降	5,550＋3,000	保健師・助産師 又は看護師、理学療法士 作業療法士・言語聴覚士 の場合	訪問看護管理療養費1	8,550	860	1,710	2,570
	訪問看護管理療養費2		8,050	810	1,610	2,420	
	5,050＋3,000	准看護師の場合	訪問看護管理療養費1	8,050	810	1,610	2,420
	5,050＋2,500		訪問看護管理療養費2	7,550	760	1,510	2,270
4日目以降	6,550＋3,000	保健師・助産師 又は看護師の場合	訪問看護管理療養費1	9,550	960	1,910	2,870
	6,550＋2,500		訪問看護管理療養費2	9,050	910	1,810	2,720
	6,050＋3,000	准看護師の場合	訪問看護管理療養費1	9,050	910	1,810	2,720
	6,050＋2,500		訪問看護管理療養費2	8,550	860	1,710	2,570
	5,550＋3,000	理学療法士・作業療法士 言語聴覚士の場合	訪問看護管理療養費1	8,550	860	1,710	2,570
	5,550＋2,500		訪問看護管理療養費2	8,050	810	1,610	2,420
基本療養費（Ⅱ）			料金	1割負担	2割負担	3割負担	
同一建物 2人は（Ⅰ） と同様	同一日3人以上	保健師・助産師又は看護師の場合	2,780	280	560	830	
		准看護師の場合	2,530	250	510	760	
	4日目以降	保健師・助産師又は看護師の場合	3,280	330	660	980	
		准看護師の場合	3,030	300	610	910	
基本療養費（Ⅲ）			料金	1割負担	2割負担	3割負担	
入院中に1回（厚生労働大臣が定める疾病の場合 2回）			8,500	850	1,700	2,550	
加算			料金	1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算	24時間対応体制における看護業務の 負担軽減の取組を行っている場合		6,800	680	1,360	2,040	
	上記以外の場合		6,520	650	1,300	1,960	
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650	270	530	800	
	月15日目以降		2,000	200	400	600	
特別管理加算		高	5,000	500	1,000	1,500	
		低	2,500	250	500	750	
ターミナルケア療養費1（死亡月）			25,000	2,500	5,000	7,500	
ターミナルケア療養費2（死亡月）			10,000	1,000	2,000	3,000	
長時間訪問看護加算	15歳未満の超重症児又は準超重症児 別表8に掲げる疾病等で15歳未満の場合は週3回		5,200	520	1,040	1,560	
在宅患者連携指導加算			3,000	300	600	900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回に限り）			2,000	200	400	600	

保険
対応

加算		料金	1割負担	2割負担	3割負担	
複数名訪問看護加算	看護師 (週に1日)	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
	准看護師 (週に1日)	同一建物内1人又は2人	3,800	380	760	1,140
		同一建物内3人以上	3,400	340	680	1,020
	その他職員 (週に3日)	同一建物内1人又は2人	3,000	300	600	900
		同一建物内3人以上	2,700	270	540	810
複数名訪問看護加算 厚生労働大臣が定める 場合に限る	その他職員 (1日1回)	同一建物内1人又は2人	3,000	300	600	900
		同一建物内3人以上	2,700	270	540	810
	その他職員 (1日2回)	同一建物内1人又は2人	6,000	600	1,200	1,800
		同一建物内3人以上	5,400	540	1,080	1,620
	その他職員 (1日3回以上)	同一建物内1人又は2人	10,000	1,000	2,000	3,000
		同一建物内3人以上	9,000	900	1,800	2,700
難病複数回訪問看護加算 厚生労働大臣が定める場合 特別訪問看護指示書交付の場合	1日2回	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
	1日3回以上	同一建物内1人又は2人	8,000	800	1,600	2,400
		同一建物内3人以上	7,200	720	1,440	2,160
夜間・早朝訪問看護加算		2,100	210	420	630	
深夜訪問看護加算		4,200	420	840	1,260	
乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者に該当する場合		1,800	180	360	540
	上記以外の者		1,300	130	260	390
退院時共同指導加算		8,000	800	1,600	2,400	
特別管理指導加算		2,000	200	400	600	
退院支援指導加算			6,000	600	1,200	1,800
	長時間(90分以上)の場合		8,400	840	1,680	2,520
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)		50	10	10	20	
訪問看護ベースアップ評価料(月1回に限り)	(I)	780	80	160	230	
	(II)	10~500	0~50	0~100	0~150	
訪問看護情報提供療養費1		1,500	150	300	450	
訪問看護情報提供療養費2						
訪問看護情報提供療養費3						
自費	30分毎		5,000			
	死後の処置料		20,000			
	複写物交付手数料(1ページにつき)		20			
※	訪問看護では主治医からの指示書が必要となります 医療機関において文書料が発生します	1通	3,000	300	600	900

医療保険における訪問看護の料金表（別紙1）

（令和6年6月改定）

(1) 訪問看護の利用料

- ・（精神科訪問看護基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合となります。
- ・法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。
- ・医療証をお持ちの方は、各自治体により自己負担額は変わります。

単位：円

※精神科訪問看護基本療養費（I）＋管理療養費				料金	1割負担	2割負担	3割負担
1日目	5,550＋7,670	保健師・看護師又は作業療法士の場合（30分以上）		13,220	1,320	2,640	3,970
	4,250＋7,670	保健師・看護師又は作業療法士の場合（30分未満）		11,920	1,192	2,384	3,576
	5,050＋7,670	准看護師の場合（30分以上）		12,720	1,270	2,540	3,820
	3,870＋7,670	准看護師の場合（30分未満）		11,540	1,154	2,308	3,462
2日目以降	5,550＋3,000	保健師・看護師又は作業療法士の場合（30分以上）	訪問看護管理療養費1	8,550	860	1,710	2,570
	訪問看護管理療養費2		8,050	805	1,610	2,415	
	4,250＋3,000	保健師・看護師又は作業療法士の場合（30分未満）	訪問看護管理療養費1	7,250	725	1,450	2,175
	4,250＋2,500		訪問看護管理療養費2	6,750	675	1,350	2,025
	5,050＋3,000	准看護師の場合（30分以上）	訪問看護管理療養費1	8,050	805	1,610	2,415
	5,050＋2,500		訪問看護管理療養費2	7,550	755	1,510	2,265
	3,870＋3,000	准看護師の場合（30分未満）	訪問看護管理療養費1	6,870	687	1,374	2,061
	3,870＋2,500		訪問看護管理療養費2	6,370	637	1,274	1,911
4日目以降 （対象となるのは退院後3月以内の期間に行われる場合（週5日を限度）あるいは精神科特別訪問看護指示書の交付を受けた者）	6,550＋3,000	保健師・看護師又は作業療法士の場合（30分以上）	訪問看護管理療養費1	9,550	960	1,910	2,870
	6,550＋2,500		訪問看護管理療養費2	9,050	910	1,810	2,720
	5,100＋3,000	保健師・看護師又は作業療法士の場合（30分未満）	訪問看護管理療養費1	8,100	810	1,620	2,430
	5,100＋2,500		訪問看護管理療養費2	7,600	760	1,520	2,280
	6,050＋3,000	准看護師の場合（30分以上）	訪問看護管理療養費1	9,050	910	1,810	2,720
	6,050＋2,500		訪問看護管理療養費2	8,550	860	1,710	2,570
	4,720＋3,000	准看護師の場合（30分未満）	訪問看護管理療養費1	7,720	772	1,544	2,316
	4,720＋2,500		訪問看護管理療養費2	7,220	722	1,444	2,166
基本療養費（III）				料金	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物 2人は（I） と同様	同一日3人以上	保健師・看護師の場合（週3日目まで30分以上）		2,780	280	560	830
		保健師・看護師の場合（週3日目まで30分未満）		2,130	213	426	639
		准看護師の場合（週3日目まで30分以上）		2,530	250	510	760
		准看護師の場合（週3日目まで30分未満）		1,940	194	388	582
	4日目以降 （対象となるのは退院後3月以内の期間に行われる場合（週5日を限度）あるいは精神科特別訪問看護指示書の交付を受けた者）	保健師・看護師の場合（週3日目まで30分以上）		3,280	330	660	980
		保健師・看護師の場合（週3日目まで30分未満）		2,550	255	510	765
		准看護師の場合（週3日目まで30分以上）		3,030	300	610	910
		准看護師の場合（週3日目まで30分未満）		2,360	236	472	708
基本療養費（IV）				料金	1割負担	2割負担	3割負担
入院中に1回（厚生労働大臣が定める疾病の場合 2回）				8,500	850	1,700	2,550
加算				料金	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合			6,800	680	1,360	2,040
	上記以外の場合			6,520	650	1,300	1,960
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで			2,650	270	530	800
	月15日目以降			2,000	200	400	600
特別管理加算			高	5,000	500	1,000	1,500
			低	2,500	250	500	750
ターミナルケア療養費1（死亡月）				25,000	2,500	5,000	7,500
ターミナルケア療養費2（死亡月）				10,000	1,000	2,000	3,000
長時間精神科訪問看護加算	15歳未満の超重症児又は準超重症児 別表8に掲げる疾病等で15歳未満の場合は週3回			5,200	520	1,040	1,560
在宅患者連携指導加算				3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回に限り）				2,000	200	400	600

保険
対
応

単位：円

加算		料金	1割負担	2割負担	3割負担		
複数名訪問看護加算	看護師 作業療法士 (1日に1回)	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350	
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200	
	看護師 作業療法士 (1日に2回)	同一建物内1人又は2人	9,000	900	1,800	2,700	
		同一建物内3人以上	8,100	810	1,620	2,430	
	看護師 作業療法士 (1日に3回以上)	同一建物内1人又は2人	14,500	1,450	2,900	4,350	
		同一建物内3人以上	13,000	1,300	2,600	3,900	
	准看護師 (1日に1回)	同一建物内1人又は2人	3,800	380	760	1,140	
		同一建物内3人以上	3,400	340	680	1,020	
	准看護師 (1日に2回)	同一建物内1人又は2人	7,600	760	1,520	2,280	
		同一建物内3人以上	6,800	680	1,360	2,040	
	准看護師 (1日に3回以上)	同一建物内1人又は2人	12,400	1,240	2,480	3,720	
		同一建物内3人以上	11,200	1,120	2,240	3,360	
	その他職員	同一建物内1人又は2人	3,000	300	600	900	
		同一建物内3人以上	2,700	270	540	810	
	精神科複数回訪問看護加算	1日2回	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
			同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
1日3回以上		同一建物内1人又は2人	8,000	800	1,600	2,400	
		同一建物内3人以上	7,200	720	1,440	2,160	
精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者に限る							
精神科重症患者支援管理連携加算		イ	8,400	840	1,680	2,520	
		ロ	5,800	580	1,160	1,740	
夜間・早朝訪問看護加算			2,100	210	420	630	
深夜訪問看護加算			4,200	420	840	1,260	
退院時共同指導加算			8,000	800	1,600	2,400	
特別管理指導加算			2,000	200	400	600	
退院支援指導加算			6,000	600	1,200	1,800	
長時間（90分以上）の場合			8,400	840	1,680	2,520	
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）			50	10	10	20	
訪問看護ベースアップ評価料（月1回に限り）		(I)	780	80	160	230	
		(II)	10～500	0～50	0～100	0～150	
訪問看護情報提供療養費1			1,500	150	300	450	
訪問看護情報提供療養費2							
訪問看護情報提供療養費3							
自費	30分毎		5,000				
	死後の処置料		20,000				
	複写物交付手数料（1ページにつき）		20				
※	訪問看護では主治医からの指示書が必要となります 医療機関において文書料が発生します		1通	3,000	300	600	900

※サービスに関する相談や苦情については、公的機関においても苦情申し出ができます。

<p>千葉県庁 健康福祉部医療整備課看護師 確保推進室</p>	<p>所在地：千葉県千葉市中央区市場町 1 - 1 千葉県健康福祉部医療整備課内（県庁本庁舎 13 階） 電話番号： 043-223-3885 対応時間：月曜日から金曜日（祝日、閉庁日を除く） 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分</p>
---	--